

○松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和3年3月12日

告示第59号

改正 令和3年7月7日告示第368号

令和4年12月28日告示第443号

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第6条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、受領証等類似書類の交付を受けたこと及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条の定める成年に達していること。
- (2) 共に宣誓等をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

- (3) 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）。
- (4) 共に宣誓等をしようとする者以外の者との間に、現にパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 共に宣誓等をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書に通称名（戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 在留カード
- (4) 前3号に掲げるもののほか、免許証、許可証、資格証明書等市長が適当と認めるもの

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者（以下「申告希望者」という。）は、パートナーシップ宣

誓継続申告書（様式第1号の2。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 転入予定者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、前項の規定による申告の手続について準用する。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合は、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号又は様式第2号の2）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号又は様式第3号の2）（以下これらを「受領証等」という。）を交付する。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による申告書の提出があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合」とあるのは「前条第1項の規定により申告がなされた場合」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において読み替えて準用する第1項の規定により申告希望者に受領証等を交付したときは、当該申告希望者が宣誓をしたものとみなし、当該受領証等を交付した事実その他連携協定で定める事項について、当該申告希望者が市内に転入する前の住所の属する連携協定締結都市に通知する。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等により当該受領証等の再交付を受けようとするときは、第11条の規定による宣誓書及び申告書（以下「宣誓書等」という。）の保存期間に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（変更届）

第8条 パートナーシップ宣誓者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があつたと

きは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届の提出があったときは、当該パートナーシップ宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 パートナーシップ宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に当該受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（1） 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2） 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき（連携協定締結都市へ転出した場合を除く。）。

（3） パートナーシップ宣誓者の一方が死亡したとき。

（4） 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（共に宣誓等をした者同士が婚姻したときを除く。）。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（市民及び事業者への周知及び啓発）

第10条 市長は、市民及び事業者がパートナーシップの宣誓等の趣旨を適切に理解し、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

（宣誓書の保存）

第11条 市長は、宣誓書等を30年間保存するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月7日告示第368号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第443号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定による様式とみなす。

